

警 備 計 画 書

1 警備対象

- (1) 所在地 鳥取市西町三丁目202番地
- (2) 対象物 県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館（わらべ館、以下「館」という。）

2 任務

- (1) 火災関係
 - ア 火災を発見したときの消火活動及び通報その他の処置
 - イ 消防署及び館の責任者（以下「責任者」という。）、又は館が指定する緊急連絡者（以下「緊急連絡者」という。）への通報及び連絡
- (2) 防犯関係
 - ア 侵入者等の潜伏、徘徊を発見したときの処置
 - イ 警察署及び責任者、又は緊急連絡者への通報及び連絡
- (3) 警備実施事項の報告

3 警備方法

アラームシステム（受託者が用意する専用回路を使用し、通信料等を負担すること。）、総合ガードシステム等

4 警備仕様

- (1) 警報装置
 - ア 警備対象物で発生した異常事態を受託者の監視センターへ自動的に通報する。
 - イ 受託者は、別添業務仕様書に基づき、受託者が設置する警備機器を使用する。
 - ウ 警備期間中、警報装置が作動不能となった場合は、速やかに代替警備対策を講じる。
- (2) 監視センター
 - 警報受信装置を常時監視するとともに緊急要員と連絡を保持する。
- (3) 緊急要員
 - 監視センターと連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。

5 警備基準時間

開館日	月曜日から日曜日 17時30分から翌日8時30分まで
休館日	8月を除く毎月第3水曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はその翌日） 17時30分から翌日8時30分まで
年末年始	12月30日17時30分から1月4日8時30分まで
備考	火災事故については終日とする。 警備基準期間を変更する場合は、1ヶ月前までに受託者に通知するものとする。

6 警備実施期間

前記の警備基準時間内において、警備対象物が無人となり館からの警報装置警戒開始の信号を受けて警備を開始し、館からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

7 警備開始時における取り扱い

(1) 館における取り扱い

ア 館の職員（以下、単に「職員」という。）が出勤した日において、最後に退館する職員は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をして、各警報機器の正常な状態を確認する。

イ 職員は、操作器の電源及び回路を確認のうえ、操作器をON（警戒）の状態に操作する。

(2) 受託者における取り扱い

監視センターは、操作器から送信されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。また、日付が変わってもON（警戒）の信号を受信しない場合には、館に残っている職員がいないか確認の上、必要に応じて監視センター側で警備を開始する。

8 警備終了時における取り扱い

(1) 館における取り扱い

職員の出勤日において、その日の最初に入館する職員は、操作器をOFF（警戒解除）の状態に操作する。

(2) 受託者における取り扱い

監視センターは、操作器から送信されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

9 警備実施中における職員による臨時入館

(1) 原則として警備実施中の中途の入館は行わないこととする。ただし、やむを得ない場合は、次の要領により入館を行う。

職員は、操作器を確実にOFF（警戒解除）の状態に操作した後入館し、以後館の責任において処理する。臨時入館した職員は、用務の終了後、速やかに退館し、退館時には操作器をON（警戒）の状態に操作する。

10 異常事態発生時における受託者の処置

(1) 警報受信装置により警備対象物に異常が発生したことを感知したとき、受託者は、緊急要員を速やかに現地に急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、監視センターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先に通知する。

(3) あわせて、あらかじめ定められた責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

11 事故報告

事故発生の際は、責任者又は緊急連絡者へ速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

1 2 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、館及び受託者相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

1 3 警報装置等の費用負担

- (1) 警備に必要な機器は、受託者の負担において設置する。
- (2) 警備に必要な専用回線は、受託者の負担において架設する。
- (3) 館に設置する警報装置については、受託者がその負担において適宜保守点検を行う。

1 4 緊急連絡者の指定

- (1) 館は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 館は、緊急連絡先を変更したときは、遅滞なくその名簿を受託者に交付する。

1 5 その他

- (1) 受託者は、警報装置の設置及び更新等に伴う機械警備の不能期間がある場合は、館と協議のうえ、代替となる警備対策を講じる。
- (2) 警備の実施上、この計画書に定めない事項について必要がある時は、館及び受託者が協議し、決定する。

仕 様 書

- 1 監視センターへの通報は、受託者が用意する専用回線を使用して行うこと。
なお、専用回線の設置及び撤去（契約終了時）並びに通信に要する費用は受託者が負担すること。
- 2 防災、防犯を行うシステムで、本体の操作は音声による対話形式等で行うことができること。
- 3 退出時において不完全箇所がある場合は、その場所が自動表示されること。
- 4 専用カード等によって、簡易に警備の開始及び解除が行えること。
- 5 火災、盗難情報は、個別に監視センターへ情報送信されること。
- 6 必要に応じて機器の保守点検を実施し、警備に遺漏の無いようにすること。
- 7 警報機器及び設置方法等は、別添図面に基づき設置すること。
- 8 部分セットブロックができ、コントローラー等の操作により指定した部分を設定・解除できること。
- 9 警報装置と自動火災報知器との連動が可能であること。
- 10 警備全館セットに連動して、職員通用口の階段室を消灯させること。